

## 業務委託一者特命随意契約結果一覧（令和5年1月～3月契約分）

◆年額、月額、単価、割合等で契約している場合は、契約金額欄には予定総額を掲載しています。（No.12, 23, 30を除く。）

※令和5年11月30日、55番を追加しました。

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
1	例規システム及び例規データ更新業務等委託等	株式会社ぎょうせい	R5. 3. 29	26, 127, 200	例規はその性質上誤りが許されないものであるため、これまで積み重ねてきた例規の正確性を維持しつつ、本市が求めるサービスを令和5年度以降も継続して提供できる事業者は、同社以外に存在しないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部政策法務課 (電話：053-457-2250)
2	令和5年度ケーブルテレビ広報番組等制作業務	株式会社シーピーエス	R5. 3. 17	9, 756, 991	価格競争による選定はなじまないことから広く公募によるプロポーザルを行い、最も優れた業者と契約することが最善と判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部広聴広報課 (電話：053-457-2021 )
3	令和4年度マイナンバーカード取得促進の周知はがきの作成及び発送業務	トッパン・フォームズ株式会社 浜松営業所	R5. 1. 16	6, 088, 280	マイナポイント第2弾の再延長が12/20に発表され、マイナポイント第2弾の対象となるカードの申請期限を「令和4年12月末」から「令和5年2月末」へ延長する旨の連絡があった。2月末までの取得促進の取り組みとして2月上旬に勧奨通知を発送する必要があるが、契約から発送までに、対象者抽出、勧奨通知デザイン作成、校正、印刷など、3～4週間程度必要で、緊急的な発注が必要であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	デジタル・スマートシティ推進部 デジタル・スマートシティ推進課 (電話：053-457-2454)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
4	区役所窓口受付システム移設 設置業務委託	グローリー株式会社 静岡営業所	R5. 2. 3	4, 998, 730	各区役所に既設の窓口受付システムについて、移設・増設後に正常な機能を維持するよう周辺機器の設定や動作確認等を行うことができるのは、システムの著作権等の排他的権利に関連し当該権利を有する株式会社グローリーでなければ契約の目的を達成できないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	デジタル・スマートシティ推進部 デジタル・スマートシティ推進課 (電話：053-457-2454)
5	令和5年3月マイナポイント 事業運営支援業務	株式会社東海道シグマ 浜松支店	R5. 2. 17	9, 483, 870	本事業は令和5年2月28日までの申請期限に合わせて現在実施しているマイナポイント支援事業を、国のマイナポイント申請期限の延長により延長して実施するものである。マイナポイント支援事業は国が実施しているものであるが、住民への支援は自治体でも行うよう国から通知されており、マイナポイント申込期限までは継続して実施していく必要がある。現在3月のマイナポイント申込期限延長は正式に発表されていないが、総務省資料等から3月も延長される見込みであることがわかったため事業実施を計画したが、人員や機材等の準備を含め3月1日以降も継続して事業を実施できるのは、現在マイナポイント事業を受託している株式会社東海道シグマだけであるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	デジタル・スマートシティ推進部 デジタル・スマートシティ推進課 (電話：053-457-2454)
6	令和4年度 マイナンバー カード交付関係事務等業務委託	株式会社東海道シグマ 浜松支店	R5. 2. 27	8, 332, 830	本事業は国の第2弾マイナポイント事業のカード申請期限の延長及びマイナポイント申請期限が、2/17に5月末までに延長されたことにより、住民異動が多い年度末にかけてマイナンバーカードの交付申請が集中するため、早急に体制整備を行う必要がある。そこで、マイナンバーカード交付関係事務補助及びマイナンバーカード申請サポートを業務委託で実施し、交付事務の円滑化・市民サービスの向上をはかることとする。ポイント申請期限が発表された2/17からの調整で、3/1からの本業務を実施できるのは、現在マイナンバーカード申請サポート業務やマイナポイント支援業務の両方を唯一受託しており、短期間で業務準備が可能な株式会社東海道シグマのみであるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	デジタル・スマートシティ推進部 デジタル・スマートシティ推進課 (電話：053-457-2454)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
7	令和4年度PACファイル用Webサーバ構築運用業務	日本電気株式会社 浜松支店	R5.1.4	1,358,500	現在の浜松市のネットワーク構築は平成29年度に日本電気が行ったものであり、日本電気が独自にカスタマイズした著作物(プログラム等)のため、そのネットワーク構成に対して構築する業務は他の事業者では不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部 情報システム課 (電話:053-457-2723)
8	令和4年度 浜松市役所本庁舎駐車場交通誘導警備業務	タイムズサービス株式会社 業務推進本部	R5.1.4	7,047,700	業務遂行に必要な本庁舎駐車場の精算機等機器の操作、満空管理設定、出入口ゲートの開閉作業が、現在本庁舎駐車場を運営(貸付契約により)しているタイムズ24株式会社のグループ会社で警備業の認定を有するタイムズサービス株式会社しかできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部アセットマネジメント推進課 (電話:053-457-2278)
9	令和4年度 収納管理システム等改善調査業務	日本電気株式会社 浜松支店	R5.2.1	1,353,000	現行の浜松市税の収納管理システム及び業務共通システムは、日本電気株式会社のパッケージシステムであり、プログラム等に係る著作権等は同社が保有し、同社以外に改善業務を行えないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部 税務総務課 (電話:053-457-2261)
10	浜松市男女共同参画推進講座開催・相談等業務委託	特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会	R5.3.1	83,190,000	業務の質の向上を図り、限られた予算額で効果的に事業を実施するため、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力を審査し、当該事業者が本業務に最適な者と判断したことによるもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部UD・男女共同参画課 (電話:053-457-2561)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
11	令和4年度 アクトシティ浜松Dゾーン構造等調査業務委託	株式会社日本設計	R5. 1. 10	2, 750, 000	指名業者は、本施設の建設当時に設計・管理を行っており、既存建物の構造について熟知しているため、本業務に係る事前調査等の業務・人工を大幅に圧縮できる。市場調査を行った結果、仕様に定める業務期間内に業務を完了できる能力を持つ業者は指名業者のみであったため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)
12	令和5年度浜松市生活困窮者自立支援事業委託	社会福祉法人聖隷福祉事業団	R5. 3. 24	(総価) 17, 899, 980 (単価) 1, 599. 4 ※一時生活支援事業における1日1人あたりの入所者利用料	受託者の窓口配置・専門員配置に関する計画や各事業の支援手法等を判断する必要があることから、公募型プロポーザル方式とした。参加申出のあった事業者からの企画提案について、提案内容評価委員会を開催して企画提案内容の審査・評価を行った結果、指名業者を最適事業者と特定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話：053-457-2032)
13	令和5年度浜松市自立相談支援事業委託	社会福祉法人天竜厚生会	R5. 3. 24	32, 888, 000	受託者の窓口配置・専門員配置に関する計画や各事業の支援手法等を判断する必要があることから、公募型プロポーザル方式とした。参加申出のあった事業者からの企画提案について、提案内容評価委員会を開催して企画提案内容の審査・評価を行った結果、指名業者を最適事業者と特定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話：053-457-2032)
14	保育所等巡回支援事業業務委託	社会福祉法人ひかりの園	R5. 3. 30	26, 724, 000	プロポーザルによる仕様で実施している事業者へ追加すること、要綱にて金額が定められていることから、競争に適さないため、随意契約（一者特命）とする。契約相手方となる児童発達支援センターは地域支援として関係機関との連携など中核機関の役割を担うが、「地域」とは「浜松市内」を指すものであり、市内の児童発達支援センターのうち、現契約の相手方以外で契約可能な相手方は当該法人以外にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
15	浜松市日中一時支援事業	社会福祉法人聖隷福祉事業団	R5. 2. 20	64, 361, 000	浜松市の日中一時支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業（日中一時支援事業）実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）
16	浜松市日中一時支援事業	一般社団法人浜松児童福祉会	R5. 3. 11	64, 361, 000	浜松市の日中一時支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業（日中一時支援事業）実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）
17	令和4年度浜松市後期高齢者医療システム等改善調査業務委託	日本電気株式会社 浜松支店	R5. 2. 1	1, 496, 000	浜松市後期高齢者医療システムは、日本電気株式会社のパッケージソフトを利用しており、ソフト著作権の点から開発事業者以外がシステムの運用保守を行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部国保年金課 （電話：053-457-2889）
18	浜松医療センター新病院整備事業医療機器等移設計画策定支援業務委託	アイテック株式会社	R5. 3. 30	4, 345, 000	本業者は、多くの大規模病院の医療コンサルタントを実施した実績があることに加え、現在、浜松市医療公社から浜松医療センターの医療機器導入に関する業務委託を受託し、現在院内にある医療機器等及び今後導入される医療機器等について精通しているため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	健康福祉部病院管理課 （電話：053-451-2707）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
19	保健総合管理システム機能改修（出産・子育て応援交付金対応）業務	日本コンピュータ株式会社	R5. 2. 17	3, 960, 000	開発業者以外では、現行システムの解析に時間と費用がかかり迅速な対応が困難である。保守・改修後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発業者以外ではできない。また、ソフトの著作権の点からも開発業者以外では対応が難しい。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6117)
20	児童福祉システム入力等業務委託	株式会社東海道シグマ浜松支店	R5. 2. 27	43, 857, 000	公募型プロポーザル方式によって参加者を審査したうえで、当該業者が本事業に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2792)
21	令和5年度 生物多様性はままつ戦略2024作成業務	株式会社 環境アセスメントセンター 浜松事務所	R5. 3. 31	5, 951, 000	公募型プロポーザル方式を採用し、提案内容を比較検討することで、業務の質の向上を図り、限られた予算額で効果的に事業を実施するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部環境政策課 (電話：053-453-6149)
22	令和4年度浜松市西部清掃工場更新に係るアドバイザー業務	パシフィックコンサルタンツ株式会社 静岡事務所	R5. 2. 27	35, 530, 000	業務内容が技術的に高度かつ専門的な内容であるため、企画提案書等の提出により、最も優れた提案をしたものと契約できる公募型プロポーザル方式を選択した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部廃棄物処理課 (電話：053-453-6196)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
23	浜松市小型自動車競走事業包括的委託業務〔基本契約〕	日本トーター株式会社	R5. 3. 15	小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）第5条の規定に基づく事業実施事務委託に要する経費	公営競技を受託できる限られる事業者のうち、本市が求める収益保証率を確保した上で、円滑に業務運営できるのは当該事業者しかいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（電話：053-471-0066）
24	浜松市営小型自動車競走山陽小型自動車競走場借上ミッドナイト開催運営等業務	株式会社 J P F	R5. 2. 1	21, 250, 240	株式会社 J P F は、山陽小野田市と包括的民間委託契約を締結し、山陽小型自動車競走場において勝車投票券の発売、施設・資機材の管理及びメディア宣伝広告等、オートレース開催運営等に係る業務を全般的に実施している事業者である。当市が山陽小型自動車競走場を一時的に借り上げてミッドナイトレースを開催するためには、当該事業者と開催運営等に係る契約を締結しなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（電話：053-471-0066）
25	浜松市営小型自動車競走山陽小型自動車競走場借上ミッドナイト開催実施事務	一般財団法人西日本小型自動車競走会	R5. 2. 1	14, 192, 500	一般財団法人西日本小型自動車競走会は、山陽小型自動車競走場でオートレースを実施するために設立された団体であり、小型自動車競走法第42条第一項により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されている。山陽小野田市と契約を締結し、山陽小型自動車競走場施設及び備品等の使用許可を受け、自前の資機材を持ち込み競走実施事務業務を行っていることから、当該団体と契約しなければ、当市が山陽小型自動車競走場を借り上げてミッドナイトレースを開催することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（053-174-0066）
26	デジタルマーケティング推進事業	株式会社D2C X	R5. 2. 20	24, 200, 000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課（電話：053-457-2295）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
27	海外向けSNSプロモーション業務	株式会社IGL000	R5. 2. 20	5, 499, 208	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
28	令和5年度ビジットハママツ推進事業	株式会社ジェイアール東海エージェンシー	R5. 2. 20	3, 300, 000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
29	デジタルプロモーション業務	株式会社ジェイアール東日本企画	R5. 2. 14	15, 192, 100	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
30	1億円宿泊代還元キャンペーン業務	株式会社JTB 浜松支社	R5. 2. 6	(1) 還元 クーポン原資 上限：金 10 0, 000, 0 00円(非課 税) (2) 還元 クーポン原資以 外に要する経費 上限：金 2 9, 999, 9 81円(税込)	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)



番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
31	NHK大河ドラマ「どうする家康」パネル展／トークショー運営業務委託	一般財団法人NHKサービスセンター	R5. 1. 27	3, 121, 800	本イベントはNHKサービスセンターが権利を有するパネルの設置や、トークショーに出演するキャスト調整が必要であり、それには公共放送の番組の広報宣伝のため設立されている当該業者との契約以外に方法がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
32	「大河ドラマ『どうする家康』パブリックビューイング」運営業務	株式会社中日アド企画 東海支社	R5. 2. 1	1, 572, 274	イベント全体における業務の一元化を目的とし、本イベントはNHKサービスセンターと連携して事業を行う必要があり、NHKサービスセンターが行う業務の委託先が当該業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
33	サービスコンサルティング業務	日本航空株式会社 総合政策センター 産学連携部	R5. 3. 10	2, 002, 000	本事業は、本市と日本航空株式会社が締結した「ハママツ・ツーリズムプロモーション・パートナーシップ協定」に基づき、浜松パワーフード学会会員の飲食店等従業員のおもてなし力の向上のため実施するものであるが、浜松パワーフード学会の事業を熟知し、本事業の目的を達成することができるのは同事業者のみであると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
34	ファンドサポート事業運営支援業務委託	有限責任監査法人トーマツ	R5. 3. 3	39, 952, 000	本業務は専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者を審査したうえで、当該業者が本事業に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話：053-457-2825)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
35	「地域産業×スタートアップ」によるイノベーション創出促進事業業務委託	パーソルイノベーション株式会社	R5. 3. 17	11,997,573	本業務は専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者を審査したうえで、当該業者が本事業に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話：053-457-2825)
36	『出世の街 浜松』ゆかりのトップシェフ活用イベント業務	株式会社JTB 浜松支店	R5. 1. 23	3,832,950	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農業水産課 (電話：053-457-2334)
37	令和4年度農地情報eMAFFデータ移行業務	株式会社フジヤマ	R5. 1. 18	1,419,000	農業振興支援システムは、平成23年度に株式会社フジヤマの所有するパッケージソフトを浜松市版に改良し導入され、以来本システムの保守・運用は株式会社フジヤマが行っている。今回の委託業務は令和4年度中に完了する必要があり、正確性と共に迅速性が求められるため、開発者でありシステムに精通した株式会社フジヤマに委託する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農業振興課 (電話：053-457-2332)
38	令和5年度浜松市中央卸売市場警備業務	中京警備保障株式会社 浜松営業所	R5. 3. 24	29,997,000	一般競争入札執行後、落札した業者が契約締結を辞退した。このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定により、一般競争入札において次点であった業者を本業務の受託者として選定し、一般競争入札時の落札金額以下で契約締結したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第9号	産業部中央卸売市場 (電話：053-427-7402)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
39	令和4年度土木防災情報システム運営事業浜松市水位計雨量計サーバ連携システム設計業務	理研精工株式会社	R5. 3. 3	2,475,000	本業務により改修設計する水位計雨量計サーバ内プログラムは、著作権を理研精工株式会社が保有し、著作権法27条で定める翻訳権、翻案権等を有しているため、システムの改修は他者では行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部河川課 (電話：053-457-2452)
40	令和5年度 浜松市地球温暖化防止活動推進センター業務委託	一般社団法人 低炭素住宅推進普及協会	R5. 3. 15	3,253,000	本業務は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化防止推進センターとして浜松市が指定した者しか実施できない業務であり、令和5～7年度にセンターとして指定を受けている者が1社のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	カーボンニュートラル推進事業本部 (電話：053-457-2502)
41	浜松市あおぞら放課後児童会ほか54放課後児童会 土曜日開設放課後児童会運営業務	シダックス大新東 ヒューマンサービス株式会社 中部第二支店	R5. 3. 7	3,798,000	「土曜日開設放課後児童会」の運営業務は、別で同一事業者と締結している契約にて開設している放課後児童会において受け入れるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話：053-457-2401)
42	令和5年度 浜松市とよおか第3放課後児童会運営業務	シダックス大新東 ヒューマンサービス株式会社 中部第二支店	R5. 3. 22	6,200,000	豊岡小学校区の既設の放課後児童会の運営受託者に待機児童対策として新規開設するとよおか第3放課後児童会の運営を委託するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話：053-457-2401)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
43	浜松市放課後児童会訪問看護業務委託	おおぞらプランニング株式会社	R5. 3. 17	2, 948, 000	対象児童の健康・安全を最優先に確保するため、小児の医療的ケアに精通しており、緊急時にすぐに駆け付けられる距離にある事業者の選定が必要なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話：053-457-2401)
44	令和5年度浜松市学校ネットパトロール等業務委託	株式会社JMC 営業1課	R5. 3. 7	2, 163, 700	公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課 (電話：053-457-2411)
45	AI等を活用したいじめリスクアセスメントアンケート実施業務	スタンドバイ株式会社 代表取締役 谷山大三郎	R5. 2. 2	13, 332, 000	公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育支援課 (電話：053-457-2428)
46	校外適応指導教室運営業務委託	特定非営利活動法人はまっ子どものこころを支える会 代表理事 大嶋 正浩	R5. 3. 24	69, 850, 000	公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育支援課 (電話：053-457-2428)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
47	母国語支援等業務委託	特定非営利活動法人浜松外国人子ども教育支援協会 理事長 信田美智子	R5. 3. 24	3, 188, 900	公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育支援課 (電話：053-457-2428)
48	日本語・学習支援業務委託 (中・南エリア)	特定非営利活動法人浜松外国人子ども教育支援協会 理事長 信田美智子	R5. 3. 24	11, 632, 500	公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育支援課 (電話：053-457-2428)
49	日本語・学習支援業務委託 (西・北エリア)	特定非営利活動法人日本語教育ボランティア協会 理事長 河合世津美	R5. 3. 24	6, 740, 870	公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育支援課 (電話：053-457-2428)
50	日本語・学習支援業務委託 (東・浜北・天竜エリア)	特定非営利活動法人浜松日本語日本文化研究会 理事長 加藤庸子	R5. 3. 24	8, 157, 160	公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育支援課 (電話：053-457-2428)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
51	令和4年度 学齢簿システム等改善調査業務委託	日本電気株式会社 浜松支店	R5. 2. 1	2, 354, 000	本契約は、行政区の再編、区域及び区名が正式に決定され、令和6年1月1日をもって現行の7区から3区へ移行することに伴い、教育総務課が所管する学齢簿システムについて業務改善を行うための影響範囲を調査分析することを目的としている。現行システムの改修に関わる業務であることから、現行システムの保守、運用の契約をしている日本電気株式会社以外は不可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育支援課 (電話：053-457-2406)
52	令和4年度 委託第18号 中部浄化センター焼却灰処分業務	太平洋セメント株式会社 環境事業部	R5. 3. 15	4, 356, 000	浜松市に入札参加資格登録されている産業廃棄物処分業許可証（産業廃棄物の種類：ばいじん）を有する業者のうち、中部浄化センターの汚泥焼却炉から発生する焼却灰を適正に処分かつ再資源化するための手法として、セメント原料化が可能な唯一の登録業者であるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部 下水道施設課 (電話：053-441-3631)
53	「どうする家康 浜松 大河ドラマ館」プレオープニングセレモニー出演者調整業務	株式会社NHKエンタープライズ	R5. 1. 13	1, 870, 000	大河ドラマにかかる権利はNHKが所有しており、本業務の出演者招聘にあたっては、NHK関連事業者による出演交渉が必要となることから、NHKの権利物の二次使用を一括して請け負っている事業者を指名する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
54	「どうする家康 浜松 大河ドラマ館」グランドオープニングセレモニー出演者調整業務	株式会社NHKエンタープライズ	R5. 3. 6	1, 760, 000	大河ドラマにかかる権利はNHKが所有しており、本業務の出演者招聘にあたっては、NHK関連事業者による出演交渉が必要となることから、NHKの権利物の二次使用を一括して請け負っている事業者を指名する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
55	令和4年度マイナンバーカード出張申請サポート業務 (商業施設での実施)	株式会社東海道シグマ 浜松支店	R5. 2. 10	8,959,500	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 (電話：053-457-2454)